

## 資本関係等のある会社の同一入札への参加制限【問答集】

### I 入札参加制限

問1 資本関係等のある会社の同一入札への参加制限を行う趣旨は何か。

次の2点から、制限を行うこととしたものである。

#### (1) 入札の公平性の確保

親子会社等や子会社等同士は、支配・従属関係に基づき一体性があり、事実上同一会社と同等にみなされ、同一入札に参加することは他の入札参加者との関係において公平性が確保できないこと。

また、総合評価落札方式を採用した場合、親会社等は高度な技術提案を、子会社等は価格を重視した提案を行い、2社で提携した複数の種類の入札が可能であり、他の参加者と比べて有利となる可能性があること。

#### (2) 談合の未然防止

持株会社の下に重複する業務を営む複数の子会社等が属する形態は、複数の子会社等が同一の入札に参加することによって談合等の問題を生じやすいとの指摘があり、談合等の未然防止の観点から制限を加えること。（下記を参照）

「建設産業の再編の促進に関する検討委員会最終報告」（平成14年4月）《抜粋》

### III 再編促進のための具体的な取組み

#### 5 その他

##### (3) グループ内企業の入札参加等

持株会社を活用したグループ強化などの場合、複数の事業子会社が同一工事の入札に参加することによって談合等の問題を生じやすいとの指摘がある。持株会社の下に重複する業務を営む多数の子会社が属する形態は、経済合理性から考えにくい、可能性が無いとは言えず、その場合、実効ある競争の確保の観点から各発注者において競争参加に制限を加える措置が必要である。ただし、持株会社を活用して経営統合した場合に、単純に持株会社下の企業であるというだけの理由で競争参加を排除すると、経営統合のメリットを失わせることになりかねず、実効ある競争の確保の観点からの支障の有無を個別に判断すべきである

問2 同一入札への参加制限を行う「基準」の考え方は何か。

資本関係又は人的関係がある会社等同士の同一入札への参加を制限するものであり、支配関係等があるものとして、最低限の基準を設定しているものである。

## II 資本関係

### 問1 資本関係がある会社等同一の入札への参加制限を行う理由は何か。

親子会社等は、支配・従属関係に基づき一体性があり、事実上1社と同等にみなすことができ、また、子会社同士にあっても、親会社も含めて全体で1社と同等にみなすことができる。これらの会社等の間では、当然に十分に意思疎通が図られるものであることから、談合の未然防止及び他の入札参加者との公平性の確保の観点から入札参加を制限するものである。

### 問2 親子関係にある会社等同一や、親会社等を同じくする子会社等同一の入札参加は？

親会社等は、子会社等の議決権の過半数の株式を有するなど、子会社等の経営を支配しているため、同一工事等への入札参加は認められない。

親会社等を同じくする子会社等同一も同じ親会社等に経営が支配されているため、親子会社等の関係と同様同一企業とみなされることから、同一工事等への入札参加は認められない。

### 問3 親会社等と子会社等の子会社等（孫会社等）との同一入札への参加は制限されるか。

子会社等の定義は、「会社法第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。」と定めており、会社法施行規則第3条第3号の規定により、子会社等が経営を支配している会社等（孫会社等）も子会社等に該当することとなる。したがって、孫会社等も同一入札への参加が制限される。

また、孫会社等同一も「親会社等を同じくする子会社等同一の関係にある場合」に該当することから、同一入札への参加について制限される。

### 問4 合併を予定している企業同一、親子会社等になる予定のある企業同一は制限されるか。

親子会社等になった時点で本取扱いが適用されるため、合併や資本提携に基本合意しただけの時点においては、同一工事等への入札参加は可能である。

## III 人的関係

### 問1 人的関係がある会社等同一の入札への参加制限を行う理由は何か。

同一人物が2社の経営権等に関与していることから、2社が入札しようとする価格を決定し又は知り、影響力を行使しうる立場にあるためである。

### 問2 代表権を有しない取締役を兼任している場合も制限する理由は何か。

代表権の有無によらず、取締役を兼任している場合は、当該業務に係る2社が入札しようとする価格を決定し又は知り、影響力を行使し得る立場にあるためである。

### 問3 制限の対象となる取締役とはどのような役職をいうのか。

社外取締役を除く取締役、代表取締役をいう。なお、指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号）の「取締役」（「社外取締役」を含む。）は、会社の業務を執行することができないので、制限の対象とはならない。

**問4 指名委員会等設置会社の執行役は制限の対象となるか。**

指名委員会等設置会社の「執行役」は、取締役会の決議により委任を受けた事項に限って決議権を有し、会社の業務を執行することができるため、取締役に準じて制限の対象となる。執行役を兼ねる取締役も制限の対象となる。

**問5 取締役が、他社の社外取締役を兼任している場合も制限の対象となるか。**

社外取締役とは、業務執行機関に対する監督機能強化のために置く役員で、その会社の業務を執行する立場にないことから、同一工事等への入札参加は可能である。

**問6 取締役が他社の執行役員を兼任している場合は制限の対象となるか。**

執行責任を負う者として、取締役を兼ねない「執行役員」を置いている会社があるが、執行役員は法律制度上の位置づけはなく、取締役ではないため同一工事等への入札参加は可能である。

なお、「執行役員」と指名委員会等設置会社の「執行役」とは異なる。

**問7 執行役員が他社の執行役員を兼任している場合は制限の対象となるか。**

執行役員は業務上の責任者なので、このようなケースはないと考えられるが、仮にあった場合は、同一工事等への入札参加は可能である。

**問8 取締役が、他社の監査役を兼任している場合は制限の対象となるか。**

監査役の業務については、会社法第381条第1項、第2項により以下のように定められており、取締役のように会社の業務を執行するものではない。

① 取締役の職務の執行を監査すること

② 取締役等に対し事業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査すること

したがって、人的関係基準の「取締役」は「監査役」と異なるものであり、監査役と監査役の兼任はもとより、取締役と監査役の兼任の場合であっても入札参加制限の対象とはならない。

**問9 会計参与は制限の対象となるか。**

会計参与は、取締役と共同して計算書類等を作成する（会社法第374条第1項）が、監査役と同様に会社の業務を執行する者ではないため、制限の対象とはならない。

**IV 共同企業体関係**

**問1 A社とB社が親子会社等の関係にあり、A社が共同企業体の代表者で、B社が別の共同企業体の構成員の場合は同一入札への参加は制限されるか。**

共同企業体の代表者は、実質的な入札価格の決定権を持つことから、資本関係又は人的関係のある会社同士が、互いに別の共同企業体の代表者である場合や、一方がある共同企業体の代表者で他方が別の企業体の代表者以外の構成員である場合は、どちらかの共同企業体は同一入札に参加できない。また、互いに別の共同企業体の代表者以外の構成員同士であっても、入札価格を知るなど、入札価格の決定等に影響を与える恐れがあることから、どちらかの共同企業体は同一入札に参加できない。